

大阪市ヘイトスピーチへの対処に関する条例の概要

条例制定の目的・趣旨〈第1条〉

個人の尊厳を害し差別意識を生じさせるおそれがあるヘイトスピーチに対し、条例を制定することにより、市としてヘイトスピーチを許さないという姿勢を明確に示し、ヘイトスピーチからの市民等の人権擁護と、その抑止を図る

〔 条例の適用に当たっては、表現の自由その他の日本国憲法の保障する国民の自由と権利を不当に侵害しないように留意しなければならない 〈第11条〉 〕

1 ヘイトスピーチの定義等を明確化〈第2条〉

- ◆人種若しくは民族に係る特定の属性を有する個人又は当該個人により構成される集団に対する表現活動で、以下の要件に該当するもの
 - ①目的性 社会からの排除／権利又は自由の制限／明らかに憎悪若しくは差別の意識又は暴力をあおることのいずれかを目的として行われるものであること
 - ②態様 相当程度の侮蔑又は誹謗中傷するもの／脅威を感じさせるもののいずれかに該当すること
 - ③不特定性 不特定多数の者が表現の内容を知り得る状態に置くような場所又は方法で行われるものであること
- ◆他の表現活動の内容を印刷物、光ディスク等の販売、頒布、上映や、インターネットを利用して不特定多数の者が閲覧、視聴できる状態におくことも含む
- ◆大阪市内で行われたものだけでなく、市外であっても市民等に関して行われた場合や市内で行われたものを拡散する場合は対象となる
 - 例 市外で大阪市民に関するヘイトスピーチが行われた場合や市内で行われたヘイトスピーチをインターネットで公開する場合など

2 啓発〈第3条〉

ヘイトスピーチによる人権侵害に関する市民の関心と理解を深めるための啓発を行う

3 ヘイトスピーチの拡散防止措置及び認識等の公表〈第4条～第6条〉

申出等に基づき、ヘイトスピーチ審査会の意見を聴き、ヘイトスピーチに該当する場合、表現内容の拡散防止措置をとるとともに、表現内容の概要、表現活動を行ったものの氏名又は名称等を公表

4 中立的機関（大阪市ヘイトスピーチ審査会）による審査〈第7条～第10条〉

学識経験者などで構成する審査会を設置し、中立・公平な立場からヘイトスピーチ該当性などを審査【委員は政治的中立性を要件とし、市長が市会の同意を得て委嘱】

